

**本県の採卵鶏農場で発生した高病原性鳥インフルエンザ  
(県内2例目)に係る搬出制限区域の解除について**

令和4年12月30日(金曜日)に狭山市の採卵鶏農場で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、農林水産省と協議の上、令和5年1月20日(金曜日)0時00分に搬出制限区域を解除し、併せて消毒ポイントを一部閉鎖しました。

**1 搬出制限区域の解除****(1) 区域内農場**

54農場

**(2) 解除年月日**

令和5年1月20日(金曜日)0時00分

**(3) 解除理由**

防疫措置完了後10日が経過した後に実施した移動制限区域内の農場の「清浄性確認検査」において、「陰性」が確認されたため。

※「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づく規定

**2 消毒ポイントの一部閉鎖**

搬出制限区域の解除に伴い、下記の消毒ポイントを閉鎖しました。(別紙参照)

- ・農業ふれあいセンター [川越市伊佐沼887]
- ・埼玉県茶業研究所 [入間市上谷ヶ貫244-2]

**3 今後の予定**

防疫措置完了から21日が経過する1月25日(水曜日)0時00分に移動制限区域を解除する予定です。

**【用語説明】**

- (1) 移動制限区域: 発生農場を中心とした半径3km以内の家畜等の移動を禁止する区域
- (2) 搬出制限区域: 移動制限区域の外側で、発生農場を中心とした半径10km以内の家畜等の当該区域からの搬出を制限する区域

**4 その他**

我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えられています。

(別紙)

## 移動制限区域、搬出制限区域及び消毒ポイント



凡 例

■ 消毒ポイント設置場所

### 消毒ポイント所在地及び稼働時間

| 消毒P<br>番号 | 名称                     | 所在地                     | 稼働時間                  | 備考     |
|-----------|------------------------|-------------------------|-----------------------|--------|
| ①         | <del>狭山市奥富環境センター</del> | <del>狭山市上奥富897</del>    | <del>24時間</del>       | 1/4廃止  |
| ②         | 狭山市農村環境改善センター          | 狭山市堀兼360                | 24時間                  |        |
| ③         | <del>農業ふれあいセンター</del>  | <del>川越市伊佐沼887</del>    | <del>6:00~17:00</del> | 1/19廃止 |
| ④         | <del>入間市博物館</del>      | <del>入間市本木100</del>     | <del>6:00~17:00</del> | 1/5廃止  |
| ⑤         | <del>埼玉県茶業研究所</del>    | <del>入間市上谷ヶ貫244-2</del> | <del>6:00~17:00</del> | 1/19廃止 |